

防府市地域クラブ活動推進協議会運営要綱

令和 8 年 4 月 1 日制定

(主旨)

第 1 条 この要綱は、防府市地域クラブ活動推進協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 学校部活動がこれまで担ってきた、教育的意義や役割を継承・発展させつつ、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図るため、行政、学校、家庭、地域が連携して持続可能で多様な地域クラブ活動を推進し充実させることを目的に、防府市地域クラブ活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 生徒が地域クラブ活動に円滑に参加できる環境の整備について協議する。
- (2) 地域クラブの持続的・安定的な運営方法について協議する。
- (3) その他、目的達成に必要な事項について協議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる防府市教育委員会が指定する機関及び団体等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

- 2 協議会の委員は、構成団体から選出された者をもって充てる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、欠員が生じた場合においては、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任させることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、防府市教育委員会教育長をもって充てる。副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、防府市教育委員会教育部学校教育課に
防府市地域クラブ管理事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、
会議において定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（構成団体）

地域スポーツクラブ（２団体程度）
地域文化クラブ（２団体程度）
防府市小学校校長会
防府市中学校校長会
防府市中学校体育連盟
防府市中学校文化連盟
防府市小学校ＰＴＡ連合会
防府市中学校ＰＴＡ連合会
防府市スポーツ協会
防府市文化協会
総合型スポーツクラブ防府
防府地区吹奏楽連盟
学識経験者
防府市文化スポーツ観光交流部
防府市教育委員会教育部